

2023.09.01

## ESG リスクトピックス <2023 年度第 6 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

### 今月のトピックス

#### <気候変動>

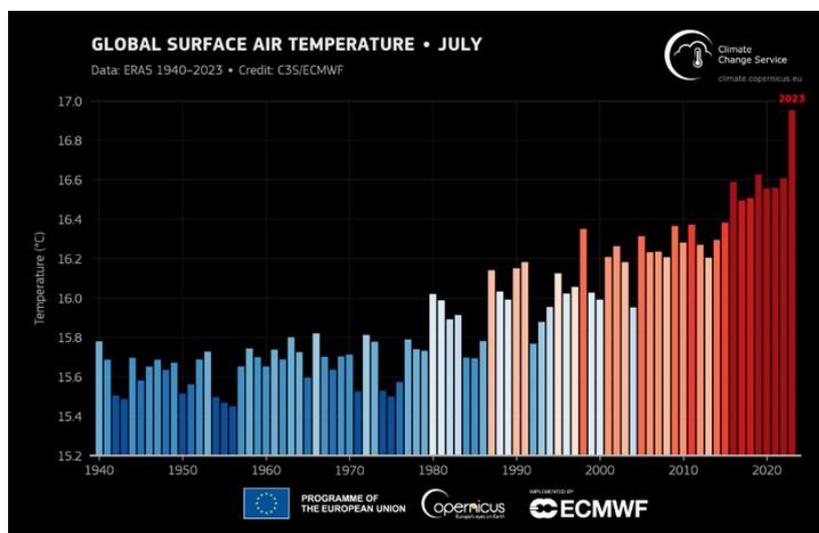
##### 〇7月の世界平均気温は観測史上最高を記録

（参考情報：2023年8月8日付 World Meteorological Organization HP：

<https://public.wmo.int/en/media/news/copernicus-confirms-july-2023-was-hottest-month-ever-recorded>）

欧州委員会が環境観測を行うために運営しているプログラムである、Copernicusは8月8日、2023年7月の世界平均気温が1940年からの観測史上で最も高くなったと発表した。今年の7月の月平均気温は1991年～2020年7月までに平均気温よりも0.72℃高く、過去最も暑かったとされる2019年7月よりも0.33℃高かった。また、今回の気温は産業革命前の水準より1.5℃高く、パリ協定の目標を上回ったことがわかった。これを受けて、アントニオ・グテーレス国連事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化（Global boiling）の時代が到来した」と表現し、脱炭素社会への着実な移行と気候変動適応への投資の加速が必要であることを強調した\*。

<1940年から2023年7月までの地球平均気温> ※青が平均以下、赤が平均以上

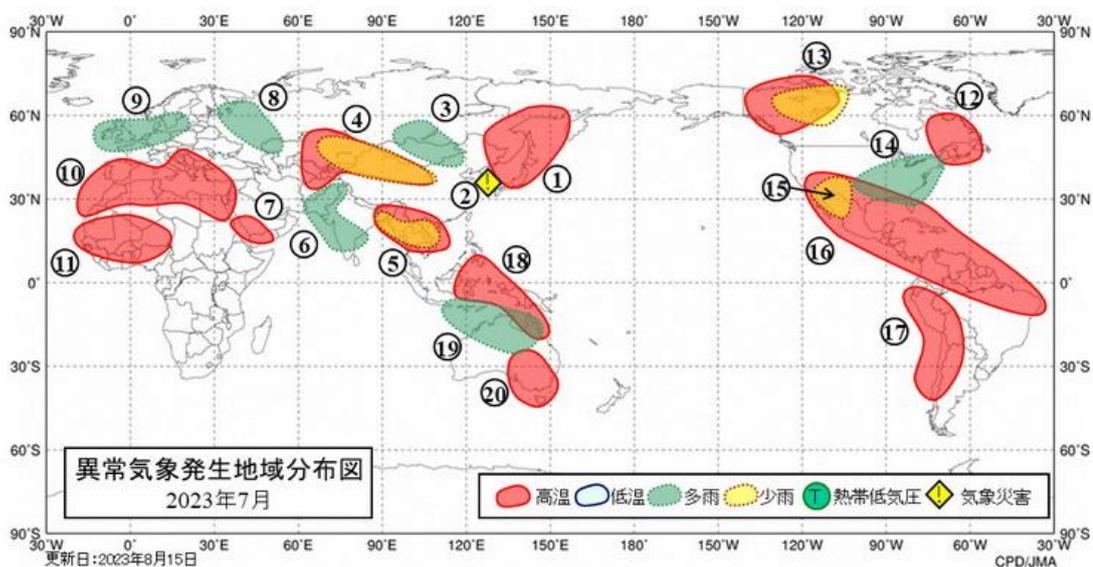


出典：C3S/ECMWF

今年の夏は特に南欧を中心に、北半球の複数の地域で熱波が発生している。南欧の熱波は、主にヨーロッパ南部にある動きの遅い高気圧が原因だ。同時に雲が少ないことで日射量も増加した。結果として地表が温められて、大気中の温度も上昇し、より暑い日が続く要因になっている。

このような熱波現象の継続による熱ストレスの影響も報告されている。Nature Medicine の最新の研究によると、ヨーロッパでは昨夏の猛暑で、6 万人以上が命を落としたという\*\*。昨夏以上に熱ストレスを感じる日が増加している今夏は、さらに死者は増加することが予想される。加えて、熱波は健康だけではなく山火事の危険性も上昇させている。ヨーロッパで示されている火災気象指数（FWI）は、発生可能性が高い指標を示している。実際に 2023 年 7 月 16 日にはスペイン領カナリア諸島のラ・パルマ島では北西部で山火事が発生しており、4,000 人以上が避難、約 5,000ha の森林が焼失した\*\*\*。同様に米ハワイ州マウイ島では 8 月 8 日から 1 週間以上森林火災が継続している。8 月 21 日現在では、約 1,400ha の森林が焼失した。西部の街ラハイナで大規模な火災が発生するなどし、犠牲者は 100 人を超えた\*\*\*\*。

<2023 年 7 月の異常気象発生地域>



出典：気象庁 <https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/monthly/>

WMO は今後 5 年間のうちに、世界の平均気温が少なくとも 1 年通して観測史上、最も暖くなる可能性が 98%、1 年を通じて産業革命前（1850 年～1900 年）の平均気温を 1.5℃以上上回る可能性は 66%になると予測がされている\*\*\*\*\*。

今後も気候変動の影響による温暖化が継続傾向にあり、企業は気候変動適応の取り組みを進める必要がある。また 2050 年に 1.5℃未満に気温上昇を抑えるという国際目標は早くも危ぶまれる状況にあり、現状の脱炭素をさらに加速することが求められる。

\* 国連 HP 2023 年 7 月 27 日付

<https://www.un.org/sg/en/content/sg/speeches/2023-07-27/secretary-generals-opening-remarks-press-conference-climate>

\*\* Ballester, J., Quijal-Zamorano, M., Méndez Turrubiates, R.F. et al. Heat-related mortality in Europe during the summer of 2022. Nat Med 29, 1857–1866 (2023). <https://doi.org/10.1038/s41591-023-02419-z>

\*\*\* ECMWF（ヨーロッパ中期予報センター）HP, 2023 年 7 月 19 日付

<https://www.ecmwf.int/en/about/media-centre/science-blog/2023/european-heatwave-july-2023>

\*\*\*\* Maui Government HP, 2023 年 8 月 19 日付

<https://www.mauicounty.gov/CivicAlerts.aspx?AID=12724>

\*\*\*\*\* World Meteorological Organization HP, 2023 年 7 月 18 日付

<https://public.wmo.int/en/media/news/heatwaves-show-importance-of-health-early-warnings-and-action-plans>

## <コーポレートガバナンス>

### ○経済産業省が社外取締役研修のポイントとケーススタディ集公表 基礎と応用の双方強化

(参考情報：2023 年 6 月 30 日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230630011/20230630011.html>)

経済産業省は 6 月 30 日、企業の社外取締役に対する研修・トレーニングについてのポイントをもとめ、公表した。社外取締役の質の向上は、コーポレートガバナンス強化の鍵になるとされており、経産省が立ち上げた研究会や、金融庁が 4 月に公表した「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」でも、研修などを通じた社外取締役のスキルアップの重要性に言及している。こうした背景から、経産省は上場企業 18 社と、東証プライム上場企業の社外取締役を対象に、ヒアリングとアンケート調査\*を実施。結果を分析した上で、研修やトレーニングにおける重要なポイントとして以下の 8 点を挙げた。

#### <社外取締役への研修・トレーニングにおけるポイント>

|   |  |
|---|--|
| 1 | 社外取締役は一般的に期待される役割・機能と自身が特に期待されている役割・機能を理解すること。企業は期待する役割・機能と期待しない役割・機能を明確にし、共有・伝達すること |
| 2 | 企業、社外取締役の双方が研修・トレーニングの必要性や有益性を認識し、活用すること   |
| 3 | 社外取締役同士の相互評価や第三者機関の活用等を通じて社外取締役の評価・フィードバックを行うこと                                      |
| 4 | 研修やトレーニングはテーマに応じてより効果的になる形態で実施すること   |
| 5 | 社外取締役に必要な基本的知識・スキルの習得と、特に期待される役割に応じた知識・スキルのための自己研鑽の双方を行うこと                           |
| 6 | 就任前、就任時だけでなく在任中も自社に対する理解を促進させる取り組みを継続的に行うこと  |
| 7 | 社外取締役が実際の取締役会での経験だけでなく、ケーススタディや他社の社外取締役との意見交換、情報交換を通じて適切な振る舞いを身につけること                |
| 8 | 企業は社外取締役に研修・トレーニングの受講機械の提供や斡旋、費用負担等の支援策を充実させること                                      |

(「社外取締役向け研修・トレーニングの活用の 8 つのポイント」を基に弊社にて作成)

公表した文書では、8 つのポイントについて背景や事例も交えながら解説。例えば、5 つめのポイントとして挙げられている社外取締役の知識やスキルの習得については、全上場企業、全社外取締役に共通して求められる知識を「ミニマム・スタンダード」とし、座学を中心とした研修を推奨。一方、経営戦略など、各企業の実情に応じた対応が求められる応用的な内容については、グループワークやディスカッション、ケーススタディなど双方向型の研修を行うことが有効としている。

経産省は今回、社外取締役の研修向けのケーススタディ集も作成した。取締役会や株主との対話など、実際に直面することが想定される 12 の場面について、課題を設定。解答例や解説、求

められる知識や考え方などを紹介している。

今回の調査では、社外取締役の90%以上が企業側から研修の受講を推奨された場合、受講を希望すると回答した。東証のコーポレートガバナンス・コードでは、上場企業は取締役・監査役にトレーニング機会の提供や費用の支援を行うべきとしており、支援策を充実させることが望ましいとしている。

企業の経営やコーポレートガバナンス、リスクマネジメントなどを社外から監督する重要な役割を担う社外取締役は、企業の存続や発展のためにも重要な存在であり、各企業と社外取締役の双方が主体的に取り組みを進めることが求められる。

\* 経済産業省「社外取締役への研修等に関する企業へのヒアリング結果」

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230630011/20230630011-3.pdf>

経済産業省「社外取締役に対する研修等に関するアンケート調査結果」

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230630011/20230630011-4.pdf>

#### <情報開示>

#### ○プライム企業は2030年に女性役員比率30%達成を、政府方針受け東証が規定化

(参考情報：2023年7月28日付 日本取引所グループHP：

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20230728-01.html>)

東京証券取引所は7月28日、プライム市場上場の国内企業に、2030年までの女性役員比率30%以上の達成を求める規定を発表した。政府が6月に公表の「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」で掲げた数値目標を反映した。

規定がプライム上場企業に求めるのは以下①～③。

- ①25年を目途に、女性役員を1名以上選任するよう努める。
- ②30年までに、女性役員比率を30%以上とすることを目指す。
- ③上記目標を達成するための行動計画の策定を推奨する。

①～③のいずれも政府「女性版骨太の方針」と同じ内容。同方針ではプライム上場企業の女性役員選任を「企業における女性登用を加速化するための重要かつ象徴的な第一歩」として、23年中に取引所がルールを策定するよう求めていた。女性役員選任は、東証が上場企業に対して定める「企業行動規範」のうち、「望まれる事項」に設定。インサイダー取引など違反行為の公表措置がとられる可能性がある「遵守すべき事項」に対して、「望まれる事項」は努力義務に当たる。コーポレートガバナンス・コード（CGコード）の尊重等と同じ位置付けだ。

「女性版骨太の方針」は、日本企業について「プライム市場でさえ女性役員がいない企業が約2割に上る」とし、海外企業に大きく立ち遅れる現状を認めた。近年は株式市場でも同様の認識が広がる。例えば米議決権行使助言会社のインスティテューショナル・シェアホルダー・サービーズ（ISS）は2月、日本向けの助言基準に、女性取締役が1人もいない企業の経営トップ選任には反対を推奨する基準を導入した。

国内企業にもISSの助言基準を参考にする機関投資家は多い。そのためISSの同基準が施行されて以降の株主総会では、女性役員がいない企業で経営トップ選任の賛成比率が大幅に低下する

事例が散発した。また、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が ESG 投資として女性活躍に関するテーマ指数を採用しているなど、女性の役員登用を推進する企業に投資資金が流入する流れもできつつある。

東証によると、③の行動計画は数値目標の実現に向けて「策定を推奨するが、開示まで求めるものではない」（上場部）という。だが、女性役員の比率を 30%まで引き上げるには、社内における人材育成が欠かせない。「女性版骨太の方針」も役員選任と併せて女性リーダー研修やリスティングなどの支援を掲げている。目標達成のために女性役員候補となる人材を育成する中長期的なロードマップの策定・開示が、投資家などのステークホルダーの信頼獲得のため、これまでに以上に重要性を増すことになるだろう。

## <自然資本>

### OEU で森林破壊デューデリジェンス規則が発効、EU 内流通と域外輸出が対象、違反は罰金も

（参考情報：2023 年 6 月 29 日付 European Commission HP :

[https://environment.ec.europa.eu/news/green-deal-new-law-fight-global-deforestation-and-forest-degradation-driven-eu-production-and-2023-06-29\\_en](https://environment.ec.europa.eu/news/green-deal-new-law-fight-global-deforestation-and-forest-degradation-driven-eu-production-and-2023-06-29_en)）

森林破壊・劣化防止を目的とした EU のデューデリジェンス規則が、6 月 29 日に発効した。これにより企業は、EU 市場で流通または EU から輸出される規制対象商品が森林破壊・劣化と無関係であることを確認するデューデリジェンスを実施する必要がある。違反した場合には、当該事業者の EU 域内における年間売上高の 4%の罰金、当該商品または製品の没収、公的資金へのアクセスからの一時的な除外などの罰則を科すことが定められている。なお、本規則は猶予期間が設けられており、大企業は 2024 年 12 月 30 日、中小企業は 25 年 6 月 30 日から適用される。

本規則によれば、「森林破壊」は「森林を農業用の土地に改変すること」、「森林劣化」は「原生林や自然再生林を人工林やその他の森林に改変すること」とそれぞれ定義されている。また、森林破壊と無関係の商品・製品とは、「21 年以降に森林破壊を経っていない土地で生産された対象商品、またはそれを含む製品」であり、かつ「製品が木材を利用して作られたものである場合は、21 年以降に森林劣化の原因となることなく、森林から伐採された木材を使用していること」が要件として掲げられている。

本規則で規制対象となった商品は、学術研究等によって森林破壊に特に影響を与えていると考えられている、畜牛、カカオ、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆および木材の 7 品目である。さらに、これらの商品を原料として生産されたチョコレートや家具などの関連製品も規制の対象となっており、関連製品のリストは規則の付属文書（ANNEX 1）に掲載されている。上述の商品および製品（以下、まとめて対象品物とする）は、規則の第 3 条で規定されている以下の 3 条件をすべて満たしていなければ、EU 市場での流通・販売が許可されない。

- ①森林破壊と無関係であること
- ②生産国の関連法規に従って生産されていること
- ③デューデリジェンス報告書に情報を記載すること

また、今後の森林破壊パターンの変化によっては、対象となる商品が更新されることも示唆されている。

デューデリジェンスの実施義務を負うのは、対象品物を EU 市場で流通もしくは EU から輸出

する事業者と定められている。一方、対象品物を EU 域外から市場へ供給する場合は、供給を行う流通業者が義務を負うものとされている。なお、デューデリジェンス報告書への記載が求められる情報項目は、以下の表のとおりである。

＜デューデリジェンス報告書に記載が求められる情報項目と主な内容＞

| 情報項目       | 内容  |
|------------|---|
| 商品情報       | <ul style="list-style-type: none"> <li>生産国や事業者の情報（位置情報や連絡先など）</li> <li>当該商品の生産に際して森林破壊を起こしていないこと、生産国の関連法規に従って生産されたことを示す検証可能な情報</li> </ul>   |
| リスク評価      | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該商品の生産国または地域に先住民、および国連食糧農業機関（FAO）により定義される森林*が存在するかどうか</li> <li>当該先住民と誠実な協議・協力がなされているかどうか</li> <li>生産国において、森林破壊または劣化が蔓延しているかどうか</li> </ul> |
| リスク軽減措置の評価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクが無視できる程度のものでない場合、当該リスクを軽減するために講じられる手続きおよび措置について</li> </ul>  |

各情報項目は文書化され、少なくとも毎年レビューされることや、要請があれば組織を所管する当局にその文書を提供することが求められている。

違反した場合の罰則や評判の毀損は、企業にとって重大な損失をもたらすものである。また昨年末に採択されたグローバル生物多様性枠組み（GBF）や今年9月に最終版が公表される自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）においても、企業がバリューチェーン上での自然関連リスクを特定し、それに対処することが期待されている。そのため、関連する企業はトレーサビリティの強化を含めたデューデリジェンス体制を、早急に構築していく必要があるだろう。

\* 国連食糧農業機関（FAO）

国際連合の専門機関の一つ。世界の食糧生産と分配の改善を通じて、飢餓の撲滅を達成することを目的とする。同機関によれば、森林は「農業用地や都市用地を除く、樹高5m以上の木々で覆われ、樹冠率が10%以上で、面積が0.5ha以上の土地」と定義されている。

### <サイバーセキュリティ>

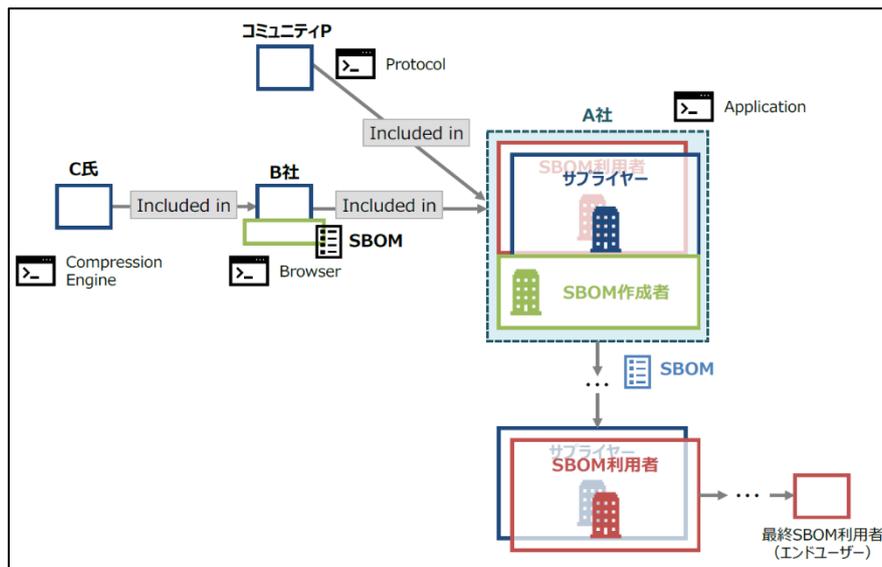
#### ○複雑なソフトウェアサプライチェーンを「SBOM」で紐解く、経産省が導入手引書を公開

(参考情報：2023年7月28日 経済産業省「ソフトウェア管理に向けた SBOM の導入に関する手引 Ver1.0」：<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230728004/20230728004.html>)

経済産業省は7月28日に「ソフトウェア管理に向けた SBOM の導入に関する手引 Ver1.0」を公開した。SBOM(Software Bill of Materials)とは、ソフトウェアの要素や部品、それらの依存関係の情報も含めた機械処理可能な一覧リストのことで、日本語では「ソフトウェア部品表」とも呼ばれる。SBOM のイメージをより具体化するために、以下に簡易的なシナリオとそれに対する SBOM の概念的イメージを示す。

- A社は、B社の Browser とコミュニティPの Protocol という2つのコンポーネントを使用して、Application というソフトウェアを開発した。
- B社の Browser は、C氏が開発した Compression Engine のコンポーネントを使用している。
- B社は、Browser に関する SBOM を自社で作成し、A社に共有した。ただし、C氏やコミュニティPのコンポーネントに関する SBOM 情報を取得できなかったため、A社にて、C氏とコミュニティPのコンポーネントの SBOM を作成した。

【簡易シナリオにおけるプレイヤー間の関係性】



出典：経済産業省「ソフトウェア管理に向けた SBOM の導入に関する手引 Ver1.0」

## 【簡易シナリオにおける SBOM の概念的なイメージ】

| ID | サプライヤー名 | コンポーネント名           | バージョン | その他の一意の識別子 | 依存関係           | SBOM 作成者 | タイムスタンプ                |
|----|---------|--------------------|-------|------------|----------------|----------|------------------------|
| 1  | A社      | Application        | 1.1   | 234        | Primary        | A社       | 05-09-2022<br>13:00:00 |
| 2  | B社      | Browser            | 2.1   | 334        | Included in #1 | B社       | 04-18-2022<br>15:00:00 |
| 3  | C氏      | Compression Engine | 3.1   | 434        | Included in #2 | A社       | 05-09-2022<br>13:00:00 |
| 4  | コミュニティP | Protocol           | 2.2   | 534        | Included in #1 | A社       | 05-09-2022<br>13:00:00 |

経済産業省「ソフトウェア管理に向けた SBOM の導入に関する手引 Ver1.0」を基にインターリスク総研作成

ソフトウェアサプライチェーンが複雑化し、オープンソースソフトウェア（OSS）の利用が一般化する中で、自社製品において利用するソフトウェアであっても、コンポーネントとしてどのようなソフトウェアが含まれているのかを把握することが困難な状況がある。組織内の IT システムで利用されているソフトウェアを資産管理している組織は多いが、開発者が直接利用している上位のコンポーネントのみが資産管理の対象となり、直接利用のコンポーネントに内包されて間接的に利用される下位のコンポーネントの多くは資産管理の対象外となっている。したがって、脆弱性情報と資産管理台帳を照らし合わせるだけでは、下位のコンポーネントとして利用される OSS のようなコンポーネントにおいて脆弱性が発見された場合に、間接的な脆弱性の影響を検知することができないことが散見される。2021 年 12 月に公表された Apache Log4j の脆弱性は、自社で利用するシステムを構成するソフトウェアが複雑な階層構造や依存関係を持っていること、そしてそれらを把握し、脆弱性を排除するためには多くの工数が必要であることを浮き彫りにした。また、19 年から 22 年にかけてのソフトウェアサプライチェーン攻撃の年平均増加率が 7.4 倍に達したというデータもある。

経済産業省は SBOM 導入に向けた実証を 21 年以降に実施、SBOM を活用することで、効率的なソフトウェア管理を実施できることが確認できた一方で、実際の SBOM 導入に際しては様々な課題が存在することが明らかとなった。

## 【SBOM 導入のメリットと課題】

| メリット  | 課題(※一部)  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンポーネント管理工数が小さくなる</li> <li>・脆弱性が残留するリスクの低減や脆弱性対応工数の低減につながる</li> <li>・コンポーネントのライセンス違反リスクの低減やライセンス管理工数の低減につながる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SBOM ツールを導入するための環境整備や学習に工数を要する</li> <li>・SBOM ツールの出力結果について、コンポーネントの誤検出や検出漏れ、脆弱性情報の誤り等が発生する可能性があるため、出力結果の精査が必要</li> </ul> |

出典：経済産業省「ソフトウェア管理に向けた SBOM の導入に関する手引 Ver1.0」

本手引きは、SBOM に関する基本的な情報や、SBOM に関する誤解と事実を提供するとともに、SBOM 導入に関するプロセスを①環境構築・体制整備②作成・共有③運用・管理—の 3 つのフェーズに分け、各フェーズにおける主な実施事項や認識しておくべきポイントを示している。効率的・効果的なソフトウェア管理に向け、本手引を活用し、経営層においては、SBOM 導入に関する意思決定を行うとともに、ソフトウェアセキュリティに関わる部門においては、SBOM 導入に向けた具体的な取組を進めることが期待される。

## &lt;海外危機管理&gt;

## ○中国 個人情報の域外移転に関する新規制を施行、「標準契約」に必要な手続きを規定

(参考情報：2023年2月24日付 中华人民共和国国家互联网信息办公室 HP：

[http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c\\_1678884830036813.htm](http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884830036813.htm)

2021年8月20日付 全国人民代表大会HP：

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/a8c4e3672c74491a80b53a172bb753fe.shtml>)

中国の「個人情報越境標準契約弁法」が6月1日、施行された。同法は、中国国内にある個人情報を国外に移転する場合に、個人情報の取り扱い者と提供先が締結する「標準契約」\*において必要な手続きを規定したものであり、2021年11月に施行された中国の個人情報保護法の下位規定に位置づけられる。個人情報の域外移転には、中国にある日本企業の子会社が中国国内で取得・保有する個人情報を日本の本社に提供する場合や、日本から中国国内のサーバーにアクセスして個人情報を閲覧する場合も該当する。なお、中国にある子会社においては23年11月末までの猶予期間内に同法への対応が必要となる。

標準契約による手続きで個人情報を国外に移転する場合は、以下の要件をすべて満たすことが求められる。

(同法第4条)

- (1) 重要情報インフラ\*\*を運営していない
- (2) 取り扱う個人情報が100万人分未満である
- (3) 前年1月1日からの個人情報の国外への移転件数が10万人分未満である
- (4) 前年1月1日からのセンシティブ情報\*\*\*の国外への移転件数が1万人分未満である

上記を確認の上で、域外移転手続きを行う際は以下の対応が求められる。

## &lt;標準契約による個人情報域外移転に必要な手続き&gt;

| 手続き                    | 主な内容  |
|------------------------|---|
| ① 所定の必要事項の通知および本人同意の取得 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に対し、域外の受領者の名称又は氏名、連絡先、利用目的、利用方法、個人情報の種類並びに個人が本法の規定する権利を行使する方法や手続等の事項を通知</li> <li>・本人の同意を個別に取得</li> </ul> (個人情報保護法第39条)                        |
| ② 個人情報保護影響評価の実施        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護影響度評価(個人情報の利用目的・範囲・方法の適法性・正当性・必要性、個人の利益に対する影響、セキュリティリスク、情報保護措置の適法性と有効性等に関する分析・評価など)を実施のうえ、報告書を作成</li> </ul> (個人情報越境標準契約弁法第5条、個人情報保護法第55条) |
| ③ 契約書の締結               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の雛型(同法の別紙に掲載)に従って契約書を締結</li> <li>・標準契約の発効後に個人情報の域外移転が可能</li> </ul> (個人情報越境標準契約弁法第6条)  |
| ④ 中国当局への届け出            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準契約の発効日から10営業日以内に、②で実施した個人情報保護影響評価の報告書、および③で締結した標準契約を活動拠点の所在地にある当局に提出(15営業日以内に審査結果通知)</li> </ul>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査の結果、当局から不備指摘があった場合は再度個人情報保護影響評価、標準契約の訂正または再締結を実施<br/>(個人情報越境標準契約弁法第7条および8条)</li> </ul> |
|--|--|

本規定に違反した場合、制裁金の支払い（5,000 万元以下または前年度売上高の 5%）やサービス停止等の罰則が科されるおそれがある。中国で事業を行う事業者は新たな規制に適切に対応することが必要であり、具体的には以下のような対策が挙げられる。

＜個人情報取り扱い上の対策例＞

| 対策事項                    | 主な内容   |
|-------------------------|--|
| ① 同法関連リスクの洗い出し          | 中国子会社が保有する個人情報について域外移転を行う、またはその可能性があるケースを洗い出す  |
| ② 体制・ルールの見直し            | 中国子会社における個人情報の取り扱いや保護に関する体制やルールを見直し、規定やマニュアルの整備・改定を行う<br>(例)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・データの閲覧権限を明確にし、日本にある本社から中国で入手した個人情報にアクセスできないようにする</li> <li>・域外移転を行う際の報告、手続きの手順、責任等を明確にし、中国子会社内での個人情報管理ルールを定める など</li> </ul> |
| ③ 従業員への周知および関係取引先の管理・監督 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が業務上知っておくべき情報（同法の重要なポイント、社内のルール等）を繰り返し周知する</li> <li>・取引先との契約で、個人情報の取り扱いについて明確に示すとともに、個人情報の管理体制や取扱状況について確認を行う。</li> </ul>  |

近年、中国のデータ統制は急激に強まっており、今後も更なる法改正や規制の強化が行われる見込みである。従って、日本企業は制度の動向をよく認識した上で、中国子会社において適切な対策・措置を講じていくことが求められる。

\* 標準契約

中国個人情報保護法第 38 条には、中国国外に個人情報を提供する場合に以下の要件のいずれかを満たすことが義務付けられている。標準契約の締結による個人情報の域外移転は次の (3) にあたる。

- (1) 国家インターネット情報部門による安全評価に合格する
- (2) 国家インターネット情報部門の規定に基づく専門機構による個人情報保護の認証を得ている
- (3) 国家インターネット情報部門が制定した契約基準に基づき境外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を定めている
- (4) 法律若しくは行政法規又は国家インターネット情報部門の規定するその他の条件に当てはまる

\*\* 重要情報インフラ

公共通信、情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、国防科学技術工業等の重要な業界と領域、及びその他の破壊、機能喪失又はデータ漏洩が発生した場合、国家安全、国家経済、公共利益に重大な危害を及ぼす可能性のある重要ネットワーク施設、情報システム等を指す。(中華人民共和国国务院令第 745 号「重要情報インフラストラクチャのセキュリティに関する規制」第 2 条)

\*\*\* センシティブ情報

漏洩又は不当利用された場合に、人格的尊厳の侵害、または人身・財産安全に危害を受けやすい個人情報（金融口座、医療情報、生体識別、未成年者の個人情報などが挙げられる）

## <サステナビリティ経営>

### ○日本広報学会が「広報」の定義を国内初策定、サステナビリティの重要性を全面に反映

(参考情報：2023年6月21日付 日本広報学会 HP：<https://www.jsccs.jp/info/news/post-4.html>)

日本広報学会は6月20日開催の年次総会で、「広報」の定義を1995年の設立以来初めて機関決定した。「広報」の概念は戦後、GHQ（連合軍総司令部）が日本に持ち込んだという。それ以来、学術・産業各界で定着したものの、共通の定義がなかったことから、実質的に国内で初めての策定となる。定義の中で、広報の目標に「社会的に望ましい関係」の構築・維持を挙げた。昨今の組織・企業経営におけるサステナビリティ課題対応の重要性を反映した格好だ。

同学会が決めた広報の定義は以下のとおり。

組織や個人が、目的達成や課題解決のために、多様なステークホルダーとの双方向コミュニケーションによって、社会的に望ましい関係を構築・維持する経営機能である。

同学会は、定義と併せて、定義の検討プロセスや定義に盛り込んだ要素の背景・意図などをまとめた解説書を公表した。

それによると、広報の定義を決めた第一の目的を「広報に対する共通認識の形成」とした。「広報」の言葉自体は、実務的使用が普及し、関連用語も多く登場している半面、共通する定義がなかった。そこで、今回の定義では、「広報」「パブリック・リレーションズ」「コーポレート・コミュニケーション」の3者を同義と決定。その上で、「PR」や「広告」「プロパガンダ」など混同されがちな「隣接領域」との境界の明確化を目論んだ。

一方で、定義の内容については、文章を構成する項目のうち、広報の究極的な「目標」を『社会的に望ましい関係』の構築・維持と設定。定義の冒頭で広報の「目的」を『組織や個人が、目的達成や課題解決のため』とした表現が公益性の軽視や短期利益の優先などと曲解されないよう牽制を狙った。

また、広報の対象となる「客体」を『多様なステークホルダー』と表現した。「パブリック・リレーションズ」が含む「パブリック」に比べて、存在をより具体的に意識できることから選択した。また、2020年の世界経済フォーラムで株主資本主義に対抗して提唱された「ステークホルダー資本主義」を意識した。

さらに、ステークホルダーへの一方的な情報提供にとどまらず、社会の声を組織に伝える「手段」を重視して、『双方向コミュニケーション』の文言を選択した。特に、広報を通じて社会の声を取り込むことで、組織のあり方や行動の見直しに活かす「自己修正」の効果を重視する。

最後に、広報を人事やマーケティング、販売、財務などと有機的に関わり、組織の意思決定に貢献する「経営機能」と位置付けた。

同学会は、広報の研究者・実務者など600人超の会員を擁する。これまでも複数のプロジェクトで広報の定義を検討してきたが、今回は他の業界団体\*のメンバーを交えて検討した。同学会によると、1923年に「パブリック・リレーションズ」の概念が生まれて今年で100年を迎える。国際的にESG課題に配慮したサステナブルな組織活動が至上課題となる中、広報実務も変化が求められるとの問題認識が発端となり、研究者・実務者への調査を経て約2年をかけてまとめた。

\* 一般財団法人経済広報センター、公益社団法人日本パブリックリレーションズ協会

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部**

**リスクマネジメント第三部**

interrisk\_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

interrisk\_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk\_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）

**リスクマネジメント第五部**

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

#### <危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

#### <統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
  - ・リスクマネジメント体制構築
  - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

#### <サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

#### <サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

#### <サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2023